

滝上終末処理場等維持管理委託業務に関する質問事項に対する回答

(令和4年9月26日時点)

	質問事項	回答
①	一般仕様書第6条第1項中の「契約締結後速やかに」とはどの時期か。	遅くとも業務の着手10日前までに届け出願います。
②	①に関連し、引継ぎ期間中に従業員を雇い入れる必要がある場合は、発注者に補償してもらえるのか。	引継ぎは、本業務に配置される予定の者が受けることが望ましいですが、それに限ったことではありません。引継ぎ期間中に引継ぎを受ける従業員を雇い入れた場合には、その補償はありません。
③	①に関連し、入札及び契約締結時期はいつを予定しているか。	11月下旬に入札を執行し、入札後すぐに仮契約を締結します。本契約は12月定例議会後となる予定です。
④	一般仕様書第6条第2項中の「業務の履行上著しく不適格」とはどのような場合か。	一例ですが、本業務の円滑な実施を妨げる者のほか、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者や必要な資格の停止等が考えられます。
⑤	本業務は5年間の長期契約となっているが、資材単価や労務単価の上昇等により契約期間中の設計変更は想定されているか。また、想定されているならば、その基準は設けられているか。	労務費単価上昇による契約変更は想定していません。
⑥	契約金額について、資材等が設計上の数量から大幅に増加した場合の設計変更は想定されているか。また、想定されているならば、その基準は設けられているか。	受託者が調達すべき資材は無いか有っても少量のため資材価格高騰による単価の上昇による契約変更は想定していません。

⑦	本契約は、総価契約か、それとも総価単価請負契約は想定していないのか。	総価契約です。また、設計数量との差が客観的に分かるものについては受託者と協議の上で設計変更もあり得ます。
⑧	第5条（3）産業廃棄物収集運搬業務の許可は、いつまでに必要か。	入札参加資格申請時までに許可を取得している必要があります。
⑨	第5条（3）産業廃棄物収集運搬業務は、なぜ業の登録が必要なのか。また、汚泥の収集運搬業務を他の許可業者に再委託することは可能か。	<p>汚泥処理業者と終末処理場管理業者で見積合わせを行っていましたが、契約方法を見直すにあたり汚泥の脱水から搬出まで一連の業務と捉えて収集運搬業務を終末処理場管理業者に委託するためです。</p> <p>また、汚泥の収集運搬業務を許可業者に再委託することは認められません。</p>
⑩	特記仕様書第3条に資格者を適正に配置するとあるが、8号の第一種又は第二種電気工事士はなぜ必要なのか、また外注することは可能か。	<p>マンホールポンプ点検時に第二種電気工事士の資格が必要な作業が有るため必要です。</p> <p>また、外注することは認められません。</p>
⑪	一般仕様書第15条5号にISO9000Sまたは、ISO14001認証取得等とあるが、申請段階で必要か。	これらはあくまで例示であり、必須条件ではありません。
⑫	質問回答書は、「契約図書の一部として取り扱われるものであり、入札参加予定者全員に通知するもの」とされているのが全国的な通例ではありますが、そのように考えて良いのか。	お見込みのとおりです。なお、本質問については、以下のとおり回答し、町ホームページへ掲載いたします。

⑬	<p>一般仕様書第6条（従業員の届出）では、「受託者は契約締結後速やかに従業員を届け出なければならない」となっていますが、入札参加申込締切日（10月31日）からしても、それぞれの企業の入札参加申込時には、必要要件等を具備していることが、なによりも肝要と思われませんが、いかがでしょうか。</p>	<p>受託者の要件については入札参加資格審査申請時に満たしていることが必要ですが、ご質問の従業員の届出は、遅くとも業務着手10日前までに提出していただくことが必要となります。</p>
⑭	<p>今回受託者の要件等として、一般仕様書・特記仕様書において規定されており、例えば、一般仕様書第5条（受託者の要件）や第6条（従業員の届出）、第7条（総括責任者の選任）、第8条（従業員の能力基準）加えて、特記仕様書第3条（資格者の配置等）が求められています。</p> <p>入札・契約を適切、確実なものとするためには、これらを確約する「誓約書」や、これらを証明するための「有資格者証、免許書の写し」の添付が必要であると考えます。</p>	<p>業務を実施する上で必要要件等を満たすのを説明するための資料の確認方法は、滝上町が資格審査を行う一般的な入札資格申請に係るものと同じ取扱いをすることとしています。</p> <p>なお、従業員の届け出等実際の業務に係るものについては遅くとも業務の着手10日前までに資格を証明する書類の写しを添付して届け出願います。</p>
⑮	<p>一般仕様書第6条（従業員の配置）特記仕様書第3条（有資格者の配置等）2項の（1）に規定する下水道有資格者は「自社従業員として2名以上届出すること。」とされており、従業員は2名以上必要だということは読み取れると思います。</p> <p>今後とも善良な維持管理を継続するためには、「常時」3人以上の従業員が必要であると考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>あくまで規定通り2名以上の届出で足りることとしています。入札公告時の設計書を参考に従事者を配置願います。</p>

⑩	<p>有資格者の配置は、一般仕様書第6条（従業員の配置）、特記仕様書第3条（有資格者の配置等）2項の（1）に規定する下水道有資格者は「自社従業員として2名以上届出すること。」とされており、この「自社従業員」とは「当該事業所に常駐している自社従業員」と解すべきと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>休日、夜間等の機械トラブル等により緊急対応が必要な場合に対応するため（機械のトラブルの種類や発生時間帯によってはトラブル発生から1時間以内に対応が終わっていないといけないため、資格者一人では365日24時間拘束となるため健全な勤務環境を提供する）、自社従業員であれば休日や夜間に於いては滝上終末処理場に常駐していなくても滝上町内に常時1名以上所在していればよく、受託業務を遂行している場合は1名以上業務に従事していなくてはなりません。</p>
---	--	--

<p>⑰</p>	<p>国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされています。</p> <p>下水道法でも、下水道の適正な維持管理の確保に資することを目的として「下水道処理施設維持管理業務登録制度」がとられています。</p> <p>「下水道処理施設維持管理者規程」（昭和62年7月9日建設省）告示第1348号（最終改正令和2年12月23日）の「登録の要件」〔1〕営業所毎に一定の資格を有する専任の下水道処理施設管理技士を置く者とされ、建設業法と同じく公共事業等の適正な施工とその維持管理水準を継続して安心安全な維持管理を続けることが下水道管理者に求められています。</p> <p>このことから、これら業務に従事する従業員は入札のあった日以前三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要と考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>滝上町では現在、土木工事及び設計委託業務等について、現場代理人等の指定通知提出時に資格を確認していますが雇用期間については確認していないので今回も確認いたしません。</p>
<p>⑱</p>	<p>受託者の過失による損害は、受託者が責任を持って賠償又は復旧するべきと考えますが、今回の公募要領等には特段の定めは見当りませんが、これの取り扱いについての見解をお知らせ下さい。</p>	<p>現在の管理委託では特段の定めがなく問題の発生の都度町と受託者で話し合いのうえ負担割合等を定めることとしています、賠償保険等の加入については個々の事業者の判断にお任せします。</p>